

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

本 別 町 農 業 委 員 会

第 1 0 回 総 会 議 事 録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自 平成30年 3月27日

至 平成30年 3月27日

本 別 町 農 業 委 員 会

第10回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	平成30年 3月27日 (火曜日)								
開催場所	本別町役場 3階会議室								
開催及び 閉会日時	開 会	平成30年 3月27日 午後4時02分							
	閉 会	平成30年 3月27日 午後5時01分							
出席委員 (15名)	議 席	委 員 名	出	欠	議 席	委 員 名	出	欠	
	1 番	佐々木 幸 一	○		9 番	小 坂 好 弘	○		
	2 番	齋 等	○		10 番	久 常 直 樹	○		
	3 番	河 野 一 紀	○		11 番	齊 藤 一 成	○		
	4 番	牧 田 安 史	○		12 番	中 野 康 夫	○		
	5 番	石山 ひろのり	○		13 番	細 田 昇	○		
	6 番	山 西 輝 美	○		14 番	荒 木 幸 造	○		
	7 番	荒 哲 弘	○		15 番	風 間 進	○		
	8 番	川 初 光 章	○						
職務のため出席 した者の職名	事務局長 郡 弘 幸 主 査 吉 村 圭 主 事 山 崎 拓								
議 長	会 長 山 西 輝 美								
議事録署名委員	5 番 石 山 ひろのり 委員 7 番 荒 哲 弘 委員								

第 1 0 回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程 1 議事録署名委員の指名 5 番 石山ひろのり委員 7 番 荒哲弘委員

日程 2 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

日程 3 報告第 2 号 農地転用に係る完了届について

日程 4 報告第 3 号 平成 3 0 年度本別町農業委員会関係予算について

日程 5 議案第 1 号 現況証明願について

日程 6 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程 7 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程 8 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程 9 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

日程 1 0 議案第 6 号 農業委員会の適正な事務実施について

日程 1 1 議案第 7 号 職員の任免について

閉会宣言

第10回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後4時02分)
山西議長	みなさん、こんにちは。本日、農業委員会総会の開催にあたり、委員の皆様には公私共何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。 それでは、只今から、第10回本別町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は15名です。 よって定数に達しておりますので、本総会は成立致します。
日程1	議事録署名委員の指名
山西議長	議事録署名委員を指名致します。 議事録署名委員は、会議規則第14条により、5番石山ひろのり委員、7番荒哲弘委員を指名しますのでよろしくお願いします。
日程2	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
山西議長	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。1番から3番について、一括報告と致します。 事務局より報告内容の説明を求めます。
山崎主事	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので報告する。 平成30年3月27日、本別町農業委員会会長。 番号1番、所在地番・●●●●483番1の内、地目、登記・現況ともに畑、面積11,049 m ² 、外1筆、計42,660 m ² 、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、解約成立日、土地の引渡日、通知のあった日、いずれも平成30年2月7日。 番号2番、所在地番・●●●●477番2、地目、登記・山林、現況・畑、面積6,302 m ² 、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、解約成立日、土地の引渡日、どちらも平成30年2月21日、通知のあった日平成30年2月

23日。

番号3番、所在地番・●●●●●478番2の内、地目、登記・現況ともに畑、面積13,523 m²、外8筆、計21,549 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、解約成立日、土地の引渡日、通知のあった日は2番と同じです。以上です。

山西議長

只今、事務局から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。

どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですので、報告第1号はこれで報告済みといたします。

日 程 3

報告第2号 農地転用に係る完了届について

山西議長

報告第2号、農地転用に係る完了届について、を議題とします。

事務局より報告内容の説明を求めます。

山崎主事

報告第2号、農地転用に係る完了届について

次のとおり、農地法第5条の規定による農地転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。

平成30年3月27日、本別町農業委員会会長。

番号1番、賃貸借、所在地番、●●●●●668番8の内、地目登記・畑、現況・農業用施設、面積4,267 m²、外2筆、計37,041 m²、地種、農用地区域内農地、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、転用期間永久転用、完了日平成30年1月31日、転用目的牛舎・搾乳舎・飼料庫・管理棟建設のため。以上です。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

中野委員

報告第2号1番について報告いたします。平成30年3月7日に、私中野と荒委員、久常委員、細田委員の4名で調査をしてまいりました。

平成29年4月25日付け本農委第28の4号で許可した本件について、計画どおり転用が完了していたことを確認してまいりましたので報告いたします。以上で

<p>山西議長</p>	<p>す。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第2号はこれで報告済みと致します。</p>
<p>日 程 4</p>	<p>報告第3号 平成30年度本別町農業委員会関係予算について</p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第3号、平成30年度本別町農業委員会関係予算について、を議題とします。</p> <p>事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>吉村主査</p>	<p>報告第3号、平成30年度本別町農業委員会関係予算について</p> <p>平成30年度農業委員会関係予算が議会において可決されたので下記のとおり報告する。</p> <p>平成30年3月27日、本別町農業委員会会長。</p> <p>なお、こちらにつきましては昨年から大きく変わった点について説明させていただきます。歳入、12款使用料及び手数料、2項手数料の2段目です。失礼しました。14款道支出金、2項道補助金のなかの農業費補助金、こちらですが1,198,000 円の増となっております。こちらは農地利用最適化交付金 1,080,000 円増等によるものです。続きまして19款諸収入、3項受託事業収入について、農業費受託事業収入の 311,000 円の増ですが、こちらは業務委託料の単価アップ、加入者増になっているものであります。こちらは委員さんの加入促進活動によるものです。続きまして歳出。6款農林水産業費、1項農業費の中の1節報酬です。こちら 342,000 円の増となっておりますが、農業委員さんが11名から15名に増となったことによるものです。続きまして11節の需用費です。こちらは 59,000 円の減となっております。主なものですが平成29年度は改選期による参考図書購入がありました。こちらは 74,000 円予算措置してありましたが、30年度はありませんので 55,000 円減の 19,000 円となっております。続きまして14節使用料及び</p>

賃借料、こちら 14,000 円の増は、管外研修借上バス見積りによる増です。19節負担金補助及び交付金ですが、こちらは補助金グリーンサポートセンター運営事業の増によるものです。本来 400,000 円ですが、繰越金が多かったので 360,000 円でした。平成30年度は新規事業に取り組み、また、事務費のアップもあり、財政事情も勘案し、20,000 円の増となります。以上です。

山西議長

只今、事務局から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。

どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですので、報告第3号はこれで報告済みといたします。

日程 5

議案第 1 号 現況証明願について

山西議長

議案第1号 現況証明願について、を議題とします。

始めに、1番について提案致します。

事務局より提案内容の説明を求めます。

山崎主事

議案第1号 現況証明願について 次のとおり現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。

平成30年3月27日 本別町農業委員会会長

番号 1 番、所在地番・●●●●467番6の内、地目・登記畑、現況宅地、面積 700 m²、外2筆、計 1,226 m²、判定地目・宅地、利用状況・宅地、所有者は●●●●●氏●●●●●。以上です。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

中野委員

議案第1号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。

本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は宅地化して相当年経過していると見られることから、現況証明の発行は止むをえないものと見て参りましたので報告いたします。以上です。

山西議長

只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する

	<p>質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号 1番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p>
	<p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p>
	<p>次に、2番について提案致します。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号2番、所在地番・●●●●24番1、地目・登記畑、現況宅地、面積 13,686㎡、判定地目・宅地、利用状況・宅地、所有者は●●●●氏●●●●。以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
中野委員	<p>議案第1号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p>
	<p>本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は宅地化して相当年経過していると思われることから、現況証明の発行は止むをえないものと見て参りましたので報告いたします。以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号2番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p>
	<p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p>

したがって、議案第1号2番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。

日 程 6

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

山西議長

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

始めに、1番について提案いたします。

事務局より提案内容の説明を求めます。

山崎主事

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので議決を求める。平成30年3月27日、本別町農業委員会会長。

なお、農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおりすべての要件を満たしていると思われるので、説明を省略させていただきます。

番号1番、賃貸借、所在地番・●●●●173番1、地目、登記・牧場、現況・畑、面積 31,611 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、申請理由は、飛び地のため貸付と経営規模拡大のためとなっております。以上です。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

中野委員

議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。

本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。

山西議長

只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり許可する

<p>山西議長</p>	<p>ことに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号2番 賃貸借、所在地番・●●●●●19番7、地目、登記・現況ともに畑、面積 37,262 m²、外4筆、計 135,201 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、申請理由は、借主変更のためと経営規模拡大のためとなっております。以上です。</p>
<p>山西議長</p> <p>中野委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号2番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、3番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>

山崎主事	<p>番号3番 賃貸借、所在地番・●●●●21番1の内、地目、登記・現況ともに畑、面積 7,152 m²、外2筆、計 26,928 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、申請理由は、借主変更のためと新規就農のため借受となっております。以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
中野委員	<p>議案第2号3番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号3番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号3番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、4番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号4番 賃貸借、所在地番・●●●●171番7、地目、登記・田、現況・畑、面積 4,475 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、申請理由は、借主変更のためと経営規模拡大となっております。以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
中野委員	<p>議案第2号4番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p>

	<p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号4番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号4番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、5番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号5番 賃貸借、所在地番●●●●●勇足10番1の内、地目、登記・現況ともに畑、面積5,663㎡、外11筆、計29,071㎡、貸主●●●●●氏●●●●●、借主●●●●●氏●●●●●、申請理由は、経営規模縮小のためと経営規模拡大となっております。以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
中野委員	<p>議案第2号5番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p>
	<p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>

山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号5番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号5番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、6番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号6番 賃貸借、所在地番・●●●●●202番4、地目、登記・山林、現況・畑、面積 291 m²、外6筆、計 52,518 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、申請理由は、経営規模縮小のためと経営規模拡大となっております。以上です。</p>
山西会長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
中野委員	<p>議案第2号6番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号6番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号6番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、7番について提案いたします。</p>

<p>山崎主事</p>	<p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>番号7番 賃貸借、所在地番・●●●●●477番2、地目、登記・山林、現況・畑、面積 6,302 m²、外9筆、計 27,851 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、申請理由は、非農家のためと経営規模拡大となっております。以上です。</p>
<p>山西議長 中野委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号7番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号7番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号7番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、8番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号8番 賃貸借、所在地番・●●●●●21番1の内、地目、登記・現況ともに畑、面積 22,261 m²、外1筆、計 69,416 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、申請理由は、非農家のためと経営規模拡大となっております。以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>

中野委員	<p>議案第2号8番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号8番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号8番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、9番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号9番 所有権移転贈与、所在地番・●●●●●415番1、地目、登記・現況ともに畑、面積 41,582 m²、外3筆、計 64,581 m²、譲渡人・●●●●●氏美蘭別、譲受人・若木章宏氏●●●●●、申請理由は、農地譲渡のためと上記理由によるとなっております。なお、特記事項として若木章宏氏は、有限会社若木ファームの構成員であり、今回の贈与に関しましては有限会社若木ファームへの使用貸借権も含めて贈与となっております。以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
中野委員	<p>議案第2号9番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による贈与の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p>

山西議長	<p>的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。以上です。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号9番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号9番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
日 程 8	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>
山西議長	<p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。</p> <p>平成30年3月27日、本別町農業委員会会長。</p> <p>なお、農地区分の判断については、別添農地転用許可申請に係る審査表のとおりすべての要件を満たしていると思われるので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番、所在地番●●●●196番1の内、地目、登記・現況ともに畑、面積2,196.05㎡、地種農用地区域内農地、申請者・●●●●氏●●●●、転用期間永久転用、転用目的牛舎、飼料置場敷設のため。以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
中野委員	<p>議案第3号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農場敷地に隣接する農地に牛舎を建設する転用申請であり、敷地</p>

<p>山西議長</p>	<p>内には適当な場所は無く、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ない判断しましたので報告いたします。</p> <p>なお、農振用途変更を申請中です。以上です。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案3号1番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号2番、所在地番・●●●●46番2の内、地目、登記・現況ともに畑、面積9,320 m²、外2筆、計 17,163 m²、地種農用地区域内農地、申請者●●●●氏●●●●、転用期間永久転用、転用目的牛舎建設及び飼料置場敷設のため。</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長 中野委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第3号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農場敷地に隣接する農地に牛舎を建設する転用申請であり、敷地内には適当な場所は無く、近隣や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ない判断しましたので報告いたします。</p> <p>なお、農振用途変更を申請中です。以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>

<p>山西議長</p>	<p>(ありませんとの声)</p> <p>質問がないようですのでお諮りします。議案3号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
<p>山西議長</p>	<p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号2番は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
<p>日 程 7</p>	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。</p> <p>平成30年3月27日、本別町農業委員会会長。</p> <p>なお、農地区分の判断については、別添農地転用許可申請に係る審査表のとおり、すべての要件を満たしていると思われますので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番、使用貸借、所在地番●●●●●182番2のうち、地目、登記・現況ともに畑、面積9.800㎡、地種農用地区域内農地、貸主●●●●●氏●●●●●、借主●●●●●氏●●●●●、転用期間永久転用、転用目的牛舎、ラグーン建設のため。以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>議案第4号1番について報告いたします。平成29年6月12日に、私牧田と荒木委員、山西二三夫委員の3名で調査をしてまいりました。</p> <p>本申請は、農場敷地に隣接する農地に牛舎、ラグーンを建設する転用申請であり、敷地内には適当な場所はなく、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ない判断しましたので報告いたします。</p>

<p>山西議長</p>	<p>なお、農振用途変更済みです。以上です。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案4号は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号は提案のとおり許可することに決定されました。</p>
<p>日 程 9</p>	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、を議題とします。</p> <p>1番から16番について一括提案致します。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>吉村主査</p>	<p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について決議を求める。平成30年3月27日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番、賃貸借、所在地番・●●●●●11番3、地目、登記・現況ともに畑、面積 7,933 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係はともに賃貸、始期平成30年4月1日、終期平成31年3月31日、期間1年、金額 10aあたり年 10,000 円。</p> <p>番号2番、賃貸借、所在地番・●●●●●117番1の内、地目、登記・現況ともに畑、面積 46,886 m²、外5筆、計 121,865 m²貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係はともに賃貸、始期平成30年4月1日、終期平成35年3月31日、期間5年、金額 10aあたり年 11,000 円。</p> <p>番号3番、賃貸借、所在地番・●●●●●133番1、地目、登記・現況ともに畑、</p>

面積 49,582 m²、外2筆、計 65,401 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間は2番と同じ。金額 10aあたり年 9,400 円。

番号4番、賃貸借、所在地番・●●●●159番2の内、地目、登記・現況ともに畑、面積 6,155 m²、外1筆、計 38,645 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じ。金額 10aあたり年 7,300 円。

番号5番、賃貸借、所在地番・●●●●577番2、地目、登記・原野、現況・畑、面積 1,545 m²、外3筆、計 45,343 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 10,000 円。

番号6番、賃貸借、所在地番・●●●●234番1、地目、登記・現況ともに畑、面積 9,917 m²、外8筆、計 121,903 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 7,480 円。

番号7番、賃貸借、所在地番・●●●●186番1、地目、登記・田、現況・畑、面積 1,786 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 5,800 円。

番号8番、賃貸借、所在地番・●●●●169番2、地目、登記・田、現況・畑、面積 4,449 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 3,000 円。

番号9番、賃貸借、所在地番・●●●●362番2の内、地目、登記・原野、現況・畑、面積 5,824 m²、外1筆、計 41,024 m²、貸主・●●●●氏●●●●、借主・●●●●氏●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関し

ましては2番と同じです。金額 10aあたり年 4,300 円。

番号10番、賃貸借、所在地番・●●●●●449番1の内、地目、登記・現況ともに畑、面積 23,442 m²、外3筆、計 42,526 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 8,200 円。

番号11番、賃貸借、所在地番・●●●●●441番4、地目、登記・山林、現況・畑、面積 307 m²、外5筆、計 67,887 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 8,230 円。

番号12番、賃貸借、所在地番・●●●●●35番4の内、地目、登記・現況ともに畑、面積 7,872 m²、外4筆、計 20,175 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 10,190 円。

番号13番、賃貸借、所在地番・●●●●●35番3、地目、登記・現況ともに畑、面積 11,900 m²、外4筆、計 27,307.86 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 10,290 円。

番号14番、賃貸借、所在地番・勇足96番3の内、地目、登記・原野、現況・畑、面積 20,867 m²、外3筆、計 65,759 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に関しましては2番と同じです。金額 10aあたり年 9,820 円。

番号15番、賃貸借、所在地番・●●●●●44番4、地目、登記・現況ともに畑、面積 10,308 m²、外2筆、計 22,630 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係はともに賃貸、始期平成30年4月1日、終期平成40年3月31日、期間10年、金額 10aあたり年 7,820 円。

番号16番、賃貸借、所在地番・●●●●●501番2、地目、登記・現況ともに

<p>山西議長</p>	<p>畑、面積 22,788 m²、外39筆、計 227,197.8 m²、貸主・●●●●●氏●●●●●、借主・●●●●●氏●●●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間に關しましては15番と同じです。金額 10aあたり年 8,800 円。以上です。</p> <p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第5号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は提案のとおり決定されました。</p>
<p>日程10</p>	<p>議案第6号 農業委員会の適正な事務実施について</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第6号、農業委員会の適正な事務実施についてを議題とします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>吉村主査</p>	<p>議案第6号、農業委員会の適正な事務実施について</p> <p>農業委員会の適正な事務実施について平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知に基づき、年度ごと並びに中期的な目標及びその達成に向けた活動の点検評価を義務づけられましたので別紙様式2平成29年度の目標及びその達成に向けた点検・評価案及び別紙様式1平成30年度の目標及び達成に向けた活動計画案について審議されたい。平成30年3月27日 本別町農業委員会会長。平成29年度の目標及びその達成に向けた点検・評価案、内容につきましては、従前と大きく変わりが無いので、変更のあったところを説明させていただきます。まず、1番農業委員会の状況、農業の概要につきまして、こちらの数字に關しましては、2015年農林業センサスなどを参考にさせていただいています。続きまして2番の農業委員会の現在の体制ですが、新制度による農業委員会の分を追加しました。内容は記載のとおりです。続きまして42ページのほうになりま</p>

す。担い手への農地の利用集積・集約化に関してです。平成29年度の目標及び実績は、集積目標は50ha、集積実績は125ha、うち新規実績が119ha、達成状況は250%となっております。目標の達成に向けた活動としては、農業委員会だより等で農地法3条及び基盤強化法による利用権の設定を周知し、JA に協力してもらい農地中間管理事業を周知しています。目標面積を達成できましたので、今後も農業委員会だより等による周知活動を継続していきます。続きまして43ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。平成26年度から28年度までの新規参入者はゼロでした。平成29年度の目標及び実績ですが、参入目標は1経営体、参入実績はゼロ経営体でした。目標達成に向けた活動と致しまして新農業人フェアへの参加など PR 活動を積極的に行っております。続きまして44ページ、遊休農地に関する措置に関する評価です。29年度の目標及び実績ですが、解消目標は2.5ha、解消実績は0haとなっております。現在遊休農地は26.2ha です。目標の達成に向けた活動ですが、委員さん15名事務局3名の18名でパトロール等を実施しております。目標面積2.5ha に対し、少しも解消することができませんでした。関係者等と面談を設定したことにより解消できる方向性が見えてきました。引き続き実態を踏まえた目標値を設定していきます。続きまして45ページ、違反転用への適正な対応です。活動計画や実績にあるとおり、違反転用の発生防止のため利用状況調査・農地パトロール等を実施し、農業委員会だより等で周知していますので違反転用はありませんでした。続きまして46ページです。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、農地法3条、4条及び5条の4月から3月総会までの1年間の処理件数を記載しています。内容につきましては記載のとおりです。続きまして47ページ、農地所有適格化法人からの報告への対応ですが今年は33法人が対象でした。また、4番の情報の提供等についてですが平成29年度については、賃借料情報の調査・提供ですが平成29年度は調査対象の賃貸がございませんでしたので平成28年度の情報を公開しております。また、農地の権利移動等の状

況把握についてですが、3条の件数も調査対象に入り194件となっています。続きまして48ページです。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容はありませんでした。また、事務の実施状況の公表等に関しまして、総会等の議事録の公表、活動計画の点検・評価表の公表は、ホームページで公表しています。以上平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)となっております。続きまして49ページ、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案です。農業委員会の状況に関しましては、先ほどと同じように2015年農林業センサス等を参考にしています。また、農業委員会の現在の体制はごらんとおりです。次に50ページのほうに移ります。担い手への農地の利用集積・集約化です。2番目の平成30年度の目標及び活動計画ですが、目標は昨年と同じ50haと設定させていただきました。活動計画と致しましては農業委員会だより等で農地中間管理事業、農地法第3条及び基盤強化法による利用権の設定を周知するとしています。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進に関してですが、平成30年度の目標及び活動計画は目標が1経営体、活動計画と致しまして引き続き担い手育成センターによる新農業人フェアの参加など、PR活動を行い参入希望者を募るとともに、受け入れできる農家を探します。続きまして51ページです。遊休農地に関する措置です。現在の遊休農地は26, 2haです。平成30年度の目標及び活動計画と致しまして、遊休農地の解消面積は2, 5ha、昨年と同じと致しました。農地の利用状況の調査ですが、去年に引き続き、農地パトロール及び毎月実施している現地調査・利用調整現地調査と併せて利用状況調査を随時実施するとします。違反転用への適正な対応ですが、現状で違反転用はありませんが、引き続き発生防止のため、利用状況調査・農地パトロール等を実施し、農業委員会だより等で周知します。以上で平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案となります。以上です。

郡事務局長

補足があります。大事なところがぬけているので、43ページをお開き下さい。最後の下段、目標及び活動に対する評価、目標に対する評価、新農業人フェア

	<p>の来場者の経営継承型新規就農に向けて、平成30年度から研修に取り組むことになった。若いご夫妻が経営継承型で西仙美里地区に研修に入ることになった。うまくいけば後々継承していくこととなっております。以上です。</p>
佐々木委員	どこに入るのですか。
郡事務局長	とりあえず、西仙美里地区です。
山西議長	只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
風間委員	いいですか
山西議長	はい
風間委員	<p>50ページの平成30年度の目標及び活動計画のPR活動ですが、農業大学校が新たに研修のなかで、新規参入に向けた授業があると新聞に載っていたのですが。ですから今回農業大学校の入学者の数が今までは後継者がほとんどだったのですが、女性の非農家の方が多く入ってくる。ご存知のように女子寮が完成しました。ようするに入学者に女性が多いということで、本別町も農業大学校と連携したほうが良いと提案致します。……………</p> <p>だから、2～3日前の新聞に農業大学校のことが……………</p>
山西議長	どういうふうに乗っていたのですか。
風間委員	だから、授業があるので、それに向けての授業があるのでそこにどのように入っていくのか学校と検討していくべきだと思います。
山西議長	あの事務局が毎年講師としていってます。どういう形でそのときに学生さんに内容的にどのような話しをしているかと、農業委員会として農大生と交流とは……
風間委員	いやいや農業担い手で農業委員会単独ではないですよ。会議があるときに農業委員会として一緒に進めてほしいと話してほしい。
山西議長	何れにしても学校側と協議して向こうがどう思うか。
郡事務局長	何れに致しましても基本は、新規就農は町の農林課が担当となっております。

	<p>す。直接農業大学校とうんぬんとはならないので、関連する担い手センターのなかで事務局がお話しすることとなります。</p>
山西議長	<p>他にこの件についてありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
山西議長	<p>とりあえず、どういう形になるかわかりませんが、事務局が農林課と協議してもらって、ただ学生さんがどう判断されるかどうか、何を求めているかわからないので。他になければ次に進みたいのですが。</p> <p>(ありませんの声)</p>
山西議長	<p>それでは、質問がないようですのでお諮りします。議案第6号は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号は提案のとおり決定されました。</p> <p>ここで、追加議案を提出致します。追加議案書を配布しますので、暫時休憩致します。</p> <p>(休憩中に議案書配布)</p>
山西議長	<p>それでは休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
日程11	<p>議案第7号職員の任免について</p>
山西議長	<p>議案第7号職員の任免についてを議題とします。</p> <p>本件は吉村主査に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31号の規定を準用して、吉村主査の退席を求めます。</p> <p>(吉村主査退席)</p>
山西議長	<p>それでは、事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>議案第7号、職員の任免について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり職員の任免について審議を求めます。</p> <p>平成30年3月27日、本別町農業委員会会長。</p>

	<p>番号 1 番、職氏名・主査吉村圭、本別町に出向を命ずる。発令年月日・平成30年4月1日。</p> <p>番号2番、職氏名・倉崎景一、職員に任じ事務局次長を命ずる。発令年月日・平成30年4月1日。以上です。</p> <p>山西議長 只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>山西議長 質問がないようですのでお諮りします。議案7号は提案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>山西議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号は提案のとおり承認することに決定されました。</p> <p>ここで吉村主査の復席を許可します。</p> <p>(吉村主査着席)</p> <p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉じます。ご苦労さまでした。</p> <p>午後5時02分終了する。</p>
--	---

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 30 年 3 月 27 日

議 長 山 西 輝 美

署名委員 石 山 ひろのり

署名委員 荒 哲 弘